

令和8年度

三条市労働環境整備補助金

申請等の手引き

[お問い合わせ先]

三条市経済部商工課（商工係）

電話番号 0256-34-5609

ファクス 0256-36-5111

1 事業の目的

本補助金は、市内中小企業における賃上げ環境の整備を促進することを目的として、多様な人材が働きやすい労働環境の整備を支援するものです。

2 補助対象者

次の要件を全て満たしている企業

- (1) 市内に事業所を有しており、当該事業所において常時使用する従業員の数が1人以上であること。(労働基準法(昭和22年法律第49号)第116条第2項の規定により同法の規定を適用しないものを除く。)
- (2) 製造業、卸売業その他市長が適当と認める業種に属する事業を営んでいること。
- (3) 納期限の到来した市税を完納していること。

3 補助対象事業

労働環境改善又は働きやすさの向上に直接資する次の整備事業

(1) ハード整備事業(施設・設備等の整備)

【補助対象事業例】※下記は例示です。

| No. | 補助対象事業例 | |
|-----|---------------|--|
| 1 | 多様な人材が働ける環境整備 | <ul style="list-style-type: none">・男女別トイレ、多目的トイレの整備・男女別更衣室、ロッカールームの整備・バリアフリー化(スロープ、手すり、段差解消)・多言語表示(工場、事務所内)の整備 など |
| 2 | 休憩・リフレッシュ環境整備 | <ul style="list-style-type: none">・休憩室、仮眠室の整備・従業員用カフェスペースの整備・社員食堂の整備 など |
| 3 | 身体的負担軽減 | <ul style="list-style-type: none">・和式トイレから洋式トイレへの改修・昇降式作業台の導入・パワーアシストスーツの導入 など |
| 4 | 作業環境の快適性向上 | <ul style="list-style-type: none">・空調・換気設備の導入・防音・防振設備の導入・作業レイアウト変更・フリーアドレス化 など |

(2) ソフト整備事業（就業環境に係るルール整備、研修、助言等）

【補助対象事業例】 ※下記は例示です。

| No. | 補助対象事業例 | |
|-----|---------------|--|
| 1 | 就業ルール等の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・就業規則の作成、改正 ・フレックスタイム制、時差出勤制度の導入 ・休暇制度の拡充（時間単位年休の導入等） ・ワークルールブック、マニュアル等の作成、修正、翻訳 など |
| 2 | 人事評価の導入、改定 | <ul style="list-style-type: none"> ・人事評価制度の導入、改定 ・賃金設計の見直し ・評価者研修 など |
| 3 | ハラスメント対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント研修 ・相談マニュアルの作成 など |
| 4 | 育児・介護両立支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業規程の拡充 ・短時間正社員制度の導入 ・女性活躍推進に向けた社内制度整備 など |
| 5 | 労働環境に係る各種認定取得 | <ul style="list-style-type: none"> ・くるみん、えるぼし、ユースエール等の認定取得コンサルティング ・認定取得に必要な社内制度整備 など |
| 6 | 健康経営の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康経営優良法人の認定取得コンサルティング ・健康経営推進体制、制度設計、運用ルールの構築 など |
| 7 | 安全衛生の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・危険予知トレーニングの実施 ・危険予知マニュアル整備 ・安全研修 など |

《補助対象外事業》

次の(1)～(3)に該当する事業は、補助対象となりません。

(1) 労働基準法等労働関係法令の違反状態を是正する事業（努力義務規定は除く）

① ハード整備事業 補助対象外例

| 対象外例 | 法令基準 |
|------------------------|--|
| 法令基準違反状態を是正するためのトイレの増設 | <ul style="list-style-type: none"> ・男性用と女性用に区別すること（労働者が常時10人以内で男女別に設置することが困難な場合は、独立個室型便所を設けることで足りる。） ・男性用大便所の便房数：同時に就業する男性労働者60人以内ごとに1個以上 ・男性用小便所の箇所数：同時に就業する男性労働者30人以内ごとに1個以上 ・女性用便所の便房数：同時に就業する女性労働者20人以内ごとに1個以上 |

| 対象外例 | 法令基準 |
|------------------------|--|
| 法令基準違反状態を是正するための休養室の新設 | 常時50人以上又は常時女性30人以上の労働者を使用する事業者は、休養室又は休養所を男性用と女性用に区別して設けること |

② ソフト整備事業 補助対象外例

| 対象外例 | 法令基準 |
|-----------------------------|---|
| 法令等の改正に伴い義務化された事項に係る就業規則の改正 | (例) <ul style="list-style-type: none"> ・子の看護等休暇：対象となる子の範囲を小学校3年生まで義務化 ・所定外労働時間の制限：請求可能となる労働者の範囲を小学校就学前まで義務化 ・介護休業：介護休業の申出は対象家族1人につき3回まで義務化 など |
| ハラスメント相談窓口の新設 | 事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備等必要な措置を講じること |

(2) 市の他の補助制度を活用することにより実施可能と認められる事業

【市補助制度例】

- ・三条市省エネ設備導入促進補助金
- ・三条市先端設備等導入促進補助金
- ・三条市工場等遮熱断熱促進補助金
- ・三条市デジタル化推進補助金
- ・三条市海外販路開拓支援補助金
- ・三条市経営改善支援補助金
- ・三条市地域連携共同研究開発促進補助金
- ・三条市中小企業向け SBT 認証取得促進補助金
- ・三条市人材育成研修受講料補助金
- ・三条市事業承継等促進補助金
- ・三条市合併処理浄化槽設置補助金
- ・三条市木造住宅耐震診断費補助金
- ・三条市木造住宅耐震改修費等補助金
- ・三条市ブロック塀等安全対策支援事業補助金
- ・三条市空き家改修事業等補助金 など

(3) 市が別に定める評価基準に基づき評価した結果、評価点の合計が基準点に満たない事業

【評価項目】

| No. | 項目 | 内容 |
|-----|-------------|---|
| 1 | 課題の具体性 | 現場の実態、数値、従業員アンケート等に基づき、労働環境上の課題が客観的かつ具体的に整理されているか。 |
| 2 | 補助金の目的との直接性 | 補助金の目的である「従業員が働きやすい環境の整備」に取組内容が直接的に資する内容か。 |
| 3 | 改善の必要性 | 現状を放置した場合の離職リスク、労働環境悪化等が明確で、緊急性・優先度が高いか。 |
| 4 | 取組内容の妥当性 | 取組内容の方法・規模・費用が、課題解決手段として妥当であり、実施体制・スケジュールが現実的で、確実な実行が見込めるか。 |
| 5 | 新規性・付加価値向上 | 従来にはなかった機能・価値が新たに付加されるか。 |
| 6 | 効果の持続性・範囲 | 効果に持続性があるか、又は効果が及ぶ範囲が過小ではないか。 |

※次の場合は評価が低くなる可能性があります。

【評価が低くなる可能性がある事例】

| No. | 項目 | 事例 |
|-----|----------------------|---|
| 1 | 労働環境改善との直接性が判断できないもの | <ul style="list-style-type: none"> ・ 来客用設備の整備 ・ 製造機械の導入 ・ 求人広告の作成 など →主に評価項目No.2「補助金の目的との直接性」ほかにより低評価となる場合があります。 |
| 2 | 恒常的な改善につながらないもの | <ul style="list-style-type: none"> ・ 社内イベントの開催 ・ 短期間で廃棄される備品 など →評価項目No.5「新規性・付加価値向上」により低評価となる場合があります。 |
| 3 | 新たな改善につながらないもの | <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備等の老朽化による修繕及び更新 ・ 過年度から継続実施している研修 など →評価項目No.5「新規性・付加価値向上」ほかにより低評価となる場合があります。 |

4 補助対象経費

| 事業区分 | 補助対象経費 |
|---------|---|
| ハード整備事業 | <ul style="list-style-type: none">・ 工事請負費・ 設備導入費・ 備品購入費・ その他市長が必要と認める経費 |
| ソフト整備事業 | <ul style="list-style-type: none">・ 報償費（外部専門家への相談料、研修会の講師謝礼等）・ 旅費（研修会の講師旅費等）・ 印刷製本費（研修用教材の印刷費等）・ 委託料（制度整備に係る外部専門家への委託料、研修会開催に係る委託料等）・ 研修等に係る施設使用料・ 研修等受講料・ その他市長が必要と認める経費 |

※消費税及び地方消費税相当額は補助対象となりません。

※補助金の交付を受けようとする経費が、その他の市の制度又は国、県その他の機関の制度により補助金の交付を受けた、又は受ける場合は、補助対象となりません。

※過年度から恒常的に発生している経費は補助対象となりません。

5 補助率及び上限額

【補助率】 補助対象経費の2分の1（千円未満切り捨て）

【補助上限額】

| 事業区分 | 上限額 |
|---------|------|
| ハード整備事業 | 50万円 |
| ソフト整備事業 | 20万円 |

※同一申請者が、同一年度内にハード整備事業とソフト整備事業の両方を申請することが可能です。

※同一申請者が、同一年度内に複数回申請した場合であっても、1申請者当たりの1年度の補助金交付額は上記上限額を超えることはできません。

6 手続き

(1) 申請書の提出

ア 申請受付期間

令和8年5月1日(金)～令和9年1月29日(金)まで（商工課必着）

※予算がなくなり次第、募集を締め切ります。

※交付決定前に着手したものは対象外となります。必ず着手前に申請してください。

イ 必要書類

※下記書類と併せて「申請時チェックリスト」も提出ください。

| | No. | 必要書類 |
|-----------------------|-----|--|
| ハード整備事業・ソフト整備事業 共通 | 1 | 三条市労働環境整備補助金交付申請書（様式第1号） ・事業計画書（別紙1） ※評価基準に基づき評価を行うため、各項目について具体的に記載してください。 ※記載欄に収まらない場合は、別紙任意様式に記載してください。 ・収支見込書（別紙2） ※消費税及び地方消費税を除いた金額で記載してください。 ※見積書等をもとに正確に記載してください。 ※収入の部と支出の部の合計金額が一致するよう記載してください。 |
| | 2 | 開業届出書又は直近の確定申告における確定申告書の第一表の写し（個人事業主に限る。） |
| | 3 | 法人の定款又は登記事項証明書（法人に限る。） |
| | 4 | 補助対象経費に係る見積書及び明細書の写し |
| | 5 | 暴力団排除に関する誓約書 |
| | 6 | その他市長が必要と認める書類 |
| ハード整備事業のみ | 7 | 建物の所有者を確認できる書類（工事を実施する場合に限る。） |
| | 8 | 賃貸借契約書の写し及び所有者からの承諾書（工事を実施する場合かつ自己の所有する建物でない場合に限る。） |
| | 9 | 施工予定箇所が確認できる図面又は写真等（工事を実施する場合に限る。） |
| | 10 | 使用状況が確認できる図面又は写真等（工事を実施する場合を除く。） |

ウ 提出方法

原則持参での提出をお願いします。

※持参が難しい場合は必ず事前にご連絡ください。

〔提出先〕 三条市旭町2-3-1（三条市役所第二庁舎2階）

三条市経済部商工課

電話番号 0256-34-5609

(2) 審査及び補助決定

評価項目に基づき評価し、評価点数の合計が評価基準点を満たす場合は、予算の範囲内で補助採択の可否、交付金額及び交付に当たっての条件等を決定し、文書で通知します。

(3) 変更申請について

事業の内容、予算総額等に変更が生じる場合には、変更を実行する前に三条市労働環境整備補助金変更等申請書（様式第4号）に必要な書類を添付してご提出いただき、承認を得てください。なお、変更内容によっては承認できない場合もありますので、必ず事前にご相談ください。

(4) 実績報告書の提出

事業完了後速やかに、所定の実績報告書に必要な書類を添付し、提出してください。

ア 提出期限

事業完了後 30 日以内又は令和 9 年 2 月 26 日(金)までのいずれか早い方(商工課必着)

イ 提出書類

- ① 三条市労働環境整備補助金実績報告書（様式第5号）
 - ・事業実施報告書（別紙1）
 - ・収支決算書（別紙2）※消費税及び地方消費税を除いた金額で記載してください。
※収入の部と支出の部の合計金額が一致するように記載してください。
- ② 工事請負契約書、工事注文書又は注文請書の写し（工事を実施した場合に限る。）
- ③ 補助対象事業に係る支払が確認できる書類及びその明細の写し
- ④ 補助対象事業の実施状況が確認できる写真等
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

〔注意点〕

※提出期限までに実績報告書の提出がなかった場合は補助金の交付ができませんので、お早めに提出ください。

※領収書等の支払を証明する書類の宛名は、補助金交付申請者と同一名義としてください。

※消費税及び地方消費税は補助対象とならないため、消費税及び地方消費税の内訳が請求書等に明示されていない場合も、必ず税額を計算し、税抜き価格でご記入ください。

※補助対象事業の実施状況の詳細が写真等で確認できなかった場合、訪問して確認させていただく場合があります。

ウ 提出方法

郵送又は持参

〔提出先〕 〒955-8686 三条市経済部商工課 宛 （住所不要）

(5) 補助金額の確定及び補助金の支払い

実績報告書の審査後、補助金額を確定し、指定の振込先口座に補助金を交付します。

8 その他注意事項

- (1) 交付決定前に発注した経費は対象外です。交付決定後に発注した経費のみ対象となります。
- (2) 本補助対象経費が他の補助事業で採択となった場合、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた場合又は補助対象者の要件を満たさないことが判明した場合は、補助金交付決定の取消し又は補助金の返還を求めます。
- (3) 事業の効果検証のため、効果検証（従業員アンケート等）を依頼する場合がありますので、ご協力ください。